

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口 **0120-506081**

(受付時間)月～金曜日：午前9時～午後6時／土曜日：午前9時～午後5時  
(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

・証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。  
・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

#### お知らせ 「ご契約内容のお知らせ」を送付します。

住友生命からご加入の契約内容の現況等についてお知らせします。※郵送による通知またはスミセイダイレクトサービスにてご確認いただけます。

**インターネット** お客様ご自身で、ご契約後の各種お手続き(住所変更等)や契約内容の照会、毎回の円貨払込額の確認ができる「スミセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

※満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。  
(ご利用時間) 月～土曜日：午前8時～午後11時45分／日曜日：午前8時～午後8時  
(祝日・12/31～1/3を除く)

**ホームページ** <https://www.sumitomolife.co.jp>

#### 公的保険制度についてご理解ください

様々なリスクに備えるための保険には、大きく分けて「公的保険」と「民間保険」があります。  
「公的保険」を補完する面をもつ「民間保険」のご検討にあたっては、公的保険の保障内容を  
ご理解したうえで、必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要です。

公的保険制度についてこちら



#### 生命保険募集人について

この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。  
募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客様と住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

#### 募集代理店からのお知らせ ~生命保険契約の金融機関でのお取扱いにあたって~

●募集代理店である金融機関が保険商品の提案を行うにあたり、お客様との取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客様の同意を得たうえで、お客様へのコンサルティング上必要な範囲において利用することができます。

●保険契約のお申込みと、保険契約締結に係るお客様と募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客様に関する他の業務に影響を与えることはありません。

●本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。また、ご契約後一定期間は解約返戻金額が既払込保険料相当

##### 額を下回ります。

●募集代理店が定める募集指針および相談窓口については募集代理店にご確認ください。

●募集代理店は、お客様が「銀行等生命保険募集制限先」(\*)に該当するか否かについてご確認させていただき、該当する場合は、原則、保険募集を行いませんのであらかじめご了承ください。

●募集代理店は、お客様が当該金融機関に事業性の資金の貸付の申込みをされている間は、お客様およびその密接な関係者(お客様が法人である場合の代表者、お客様が代表者である場合の法人)に対して保険商品の募集を行いません。

(\*)詳細は募集代理店にご確認ください。



ご検討にあたっては、「ご契約のしおりー定款・約款」「ご提案内容説明書(設計書)」を必ずご確認ください。詳細は住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」の記載は、  
2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

**SMBC**  
**三井住友銀行**  
株式会社三井住友銀行

[引受保険会社]

**住友生命保険相互会社**  
本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35  
電話 (06)6937-1435 (大代表)  
<ホームページ> <https://www.sumitomolife.co.jp>  
住友生命 検索

#### 低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険

**プラス  
つみたて 終身保険  
米ドル建**

5年経過以後の死亡保険金、解約返戻金を重視した米ドル建の終身保険です。

**死亡保障(米ドル建)**  
米ドル建  
5年経過時点  
で増加する。

**解約返戻金(米ドル建)**  
米ドル建  
5年経過以後も  
増え続ける。

#### 告知なし

医師の診査も  
告知も不要  
申込みが  
かんたん。



#### 介護保障

5年経過以後  
要介護状態  
も保障。  
米ドル建

#### 契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット

[お申込みにあたって、生命保険募集人から、下記の点について口頭でご説明いたします。]

①契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。

②保険金などをお支払いできない場合など、お客様にとって不利益となる事項が記載(「注意喚起情報9」)された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。

③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客様にとって不利益となる可能性があることが記載(「注意喚起情報5」)されていますので、必ずご確認ください。

この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。

**預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**  
**為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

[募集代理店]

**SMBC**  
**三井住友銀行**  
株式会社三井住友銀行

[引受保険会社]

**住友生命**

プラス  
つみたて 終身保険 のしくみ

保険料払込方法 月払い・年2回払い・年1回払い

## 終身保障で安心



ご契約から5年経過時点で  
死亡保険金額(米ドル建)が増加し、  
以後、生涯保障します。  
(ご契約当初5年間の死亡保険金額は  
既払込保険料相当額です)



## つみたてる 楽しみ



解約返戻金額(米ドル建)は  
ご契約から5年経過以後に、  
既払込保険料相当額を上回ります。  
基本保険金額を上限に増加し続けます。  
(保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しています)



### しくみ図(イメージ)

ご契約例(予定利率1.00%)

●契約年齢／60歳 男性 ●保険料払込方法／月払い

●月払保険 料／500米ドル

払込保険料総額①  
**30,000米ドル**

保険料払込期間満了直前の  
解約返戻金額②  
**21,061米ドル**

返戻率  
(②/①)  
**70.2%**

保険料払込期間満了直後の  
解約返戻金額③  
**30,088米ドル**

返戻率  
(③/①)  
**100.2%**

ご契約から10年経過時点の  
解約返戻金額④  
**30,913米ドル**

返戻率  
(④/①)  
**103.0%**

ご契約当初5年間は…  
死亡保険金額は既払込保険料相当額となります。  
解約返戻金額は死亡保険金額より少ない額となります。

契約日

死亡保険金額  
\$

解約返戻金額  
\$

死亡保険金額  
(基本保険金額)  
\$

基本保険金額  
**34,375米ドル**

解約返戻金額  
\$



重度介護前払特約を付加することで、  
第2保険期間中、死亡保険金の全部または一部にかえて介護費用として受け取ることもできます。

**参照** P11「契約概要 5」の「重度介護前払特約」をご確認ください。

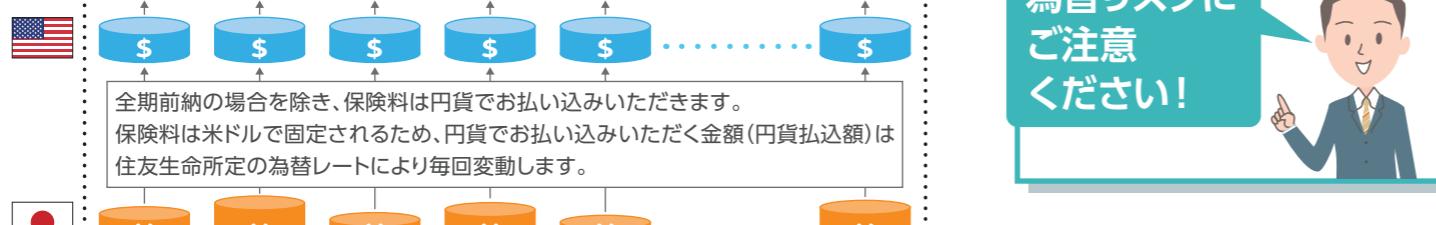
**詳細** 「ご契約のしおりー定款・約款」の「重度介護前払特約」をご確認ください。

**一生涯の  
死亡保障**

保険料払込期間満了

ご契約当初5年間(第1保険期間)

保険料払込期間



為替リスクに  
ご注意  
ください!



5年経過以後(第2保険期間:第1保険期間満了日の翌日以後終身)

【ご契約例に基づく試算】  
払込保険料総額①:30,000米ドル  
(円換算額 300万円)  
<前提>  
保険料を米ドルに換算する円貨払込額の為替レートを100円としています。

基本保険金額:34,375米ドルを円貨に換算する場合

住友生命所定の為替レート(1米ドル)あたり	120円	100円	80円
基本保険金額の円換算額	4,125,000円	3,437,500円	<b>2,750,000円</b>

円高により円貨払込額の合計額を下回る例

**注意**

- 為替レートの変動により、死亡保険金・解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額が、お払いいただいた円貨払込額の合計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 為替レートの変動により、死亡保険金・解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額が、ご契約時の為替レートで円換算した死亡保険金・解約返戻金等の金額を下回ることがあります。

死亡保険金額、解約返戻金額等についての詳細は、  
「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

**注意**

- 被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。
- 保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%とっています。保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。
- 猶予期間内に保険料の払込みがなく、ご契約が消滅した場合、ご契約の復活のお取扱いはありません。
- 解約返戻金額は、保険料払込期間中は既払込保険料相当額を下回ります。

## は保険料をご契約時にまとめて お払い込みいただく全期前納<sup>(\*)1</sup>もお選びいただけます。

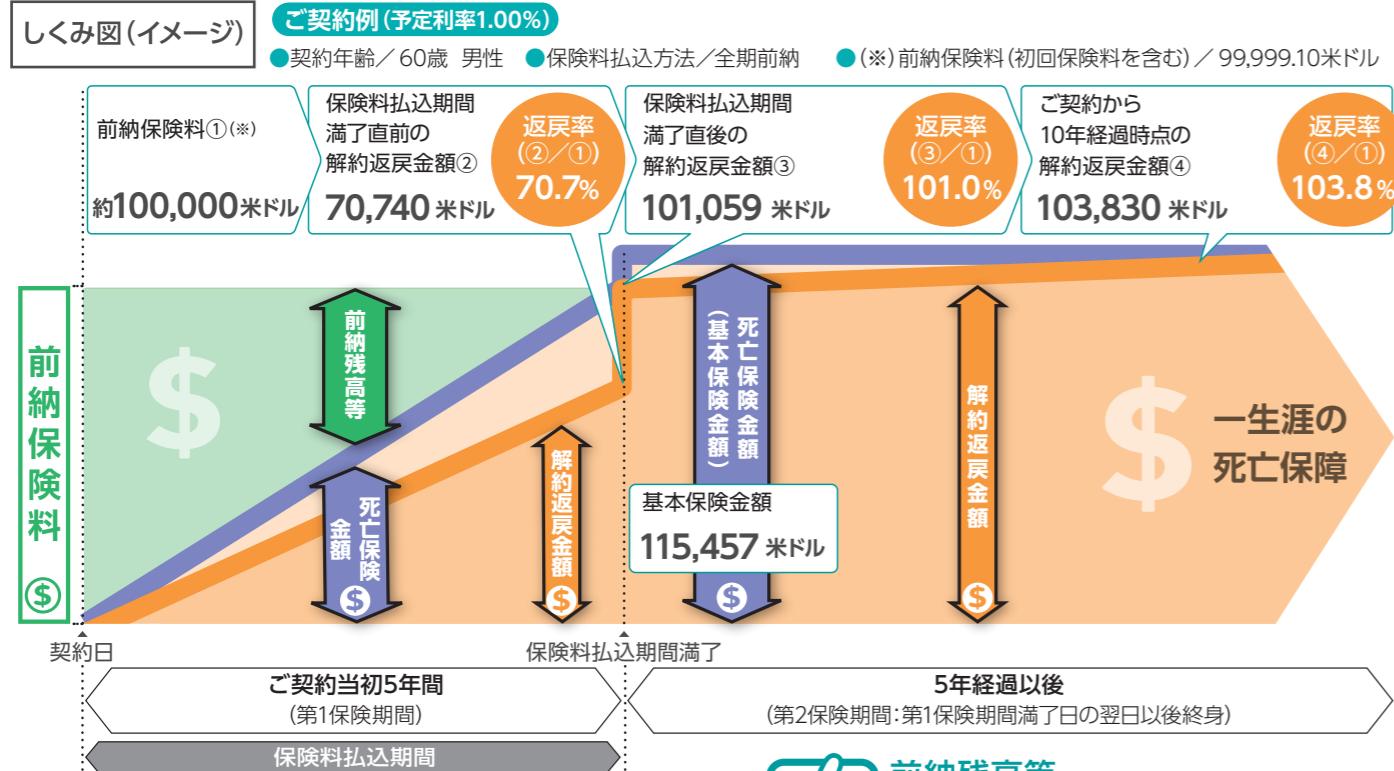
(\*)1)金利情勢等によっては、全期前納をお取り扱いできない場合があります。

### 全期前納とは

- 保険料をご契約時にまとめてお払い込みいただく方法です。
- 全期前納の場合、保険料を米ドルでお払い込みいただきます。
- 保険料(前納保険料)は住友生命所定の割引率(前納割引率)で割り引かれます。

参照 P10「契約概要 4」をご確認ください。

### しくみ図(イメージ)



ご契約当初5年間は…死亡時受取額 = 死亡保険金額 + 前納残高等  
解約時受取額(\*)2 = 解約返戻金額 + 前納残高等

5年経過以後は… 死亡保険金額は基本保険金額と同額になります。

解約返戻金額は基本保険金額を限度に増加します。

(\*)2)解約時受取額(解約返戻金額+前納残高等)は、保険料払込期間中は前納保険料を下回ります。

### 為替リスクにご注意ください!

【ご契約に基づく試算】<前提>  
前納保険料①(※)：約100,000米ドル (円換算額 約1000万円) 保険料を米ドルに換算する円貨払込額の為替レートを100円としています。

基本保険金額：115,457米ドルを円貨に換算する場合

住友生命所定の為替レート(1米ドル)あたり	120円	100円	80円	円高により円貨払込額の合計額を下回る例
基本保険金額の円換算額	13,854,840円	11,545,700円	9,236,560円	

- 被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。
- 保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。
- 猶予期間内に保険料の払込みがなく、ご契約が消滅した場合、ご契約の復活のお取扱いはありません。

- 為替レートの変動により、死亡保険金・解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額が、お払い込みいただいた円貨払込額の合計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

- 為替レートの変動により、死亡保険金・解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額が、ご契約時の為替レートで円換算した死亡保険金・解約返戻金等の金額を下回ることがあります。

## は生命保険料控除により 税制面でのメリットがあります。

### ●生命保険料控除制度と控除限度額 (契約日が2012年1月1日以降の保険契約の場合)

- 生命保険料控除とは、払い込んだ保険料に応じて一定の金額が所得から差し引かれ、所得税や住民税が軽減される制度です。
- 保険料を前納した場合、毎年、前納期間に応じて計算する金額が生命保険料控除の対象となります。

全体の所得控除限度額		一般生命保険料控除所得控除限度額		介護医療保険料控除所得控除限度額		個人年金保険料控除所得控除限度額	
所得税	120,000円	40,000円	40,000円	所得税	40,000円	28,000円	28,000円
住民税	70,000円			住民税	28,000円		28,000円

※控除対象外となる契約もあります(生命保険料控除対象外となる特約等)。

※住民税の所得控除限度額はそれぞれ28,000円ですが、合計した場合は70,000円が限度額となります。

参照 P23・24「注意喚起情報 13」をご確認ください。

詳細 「ご契約のしおりー定款・約款」の『生命保険と税金』をご確認ください。

### ●**<ご参考>所得税・住民税の概算軽減額** (契約日が2012年1月1日以降の保険契約の場合)

**生命保険料控除制度を利用されていない方が  
新たに一般生命保険料控除の対象となる終身保険に加入した場合**

たとえば、保険料を年間8万円以上支払うと、所得控除額は4万円となります。

その年中に支払いを受けた配当金等がある場合は、その額を差し引いた保険料となります。

家族構成・収入によって金額は異なりますが、所得税・住民税が軽減されます。

家族構成	年間収入金額(給与年収)	「生命保険料控除制度」利用前後の課税所得(所得税)		合計軽減額(①+②)	①所得税軽減額	②住民税軽減額
		利用前	利用後			
独身者	400万円	1,680,000円	1,640,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	2,980,000円	2,940,000円	6,800円	4,000円	2,800円
夫婦	400万円	1,300,000円	1,260,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	2,600,000円	2,560,000円	6,800円	4,000円	2,800円
夫婦と子ども1人	800万円	4,040,000円	4,000,000円	10,800円	8,000円	2,800円
	600万円	2,220,000円	2,180,000円	6,800円	4,000円	2,800円
夫婦と子ども2人	800万円	3,660,000円	3,620,000円	10,800円	8,000円	2,800円
	600万円	1,590,000円	1,550,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	800万円	3,030,000円	2,990,000円	6,800円	4,000円	2,800円

※上記家族構成および年間収入金額の前提に基づき住友生命にて算出。所得税額等は課税所得によって税率が決まり計算されますので、あくまでも目安として参考にしてください。

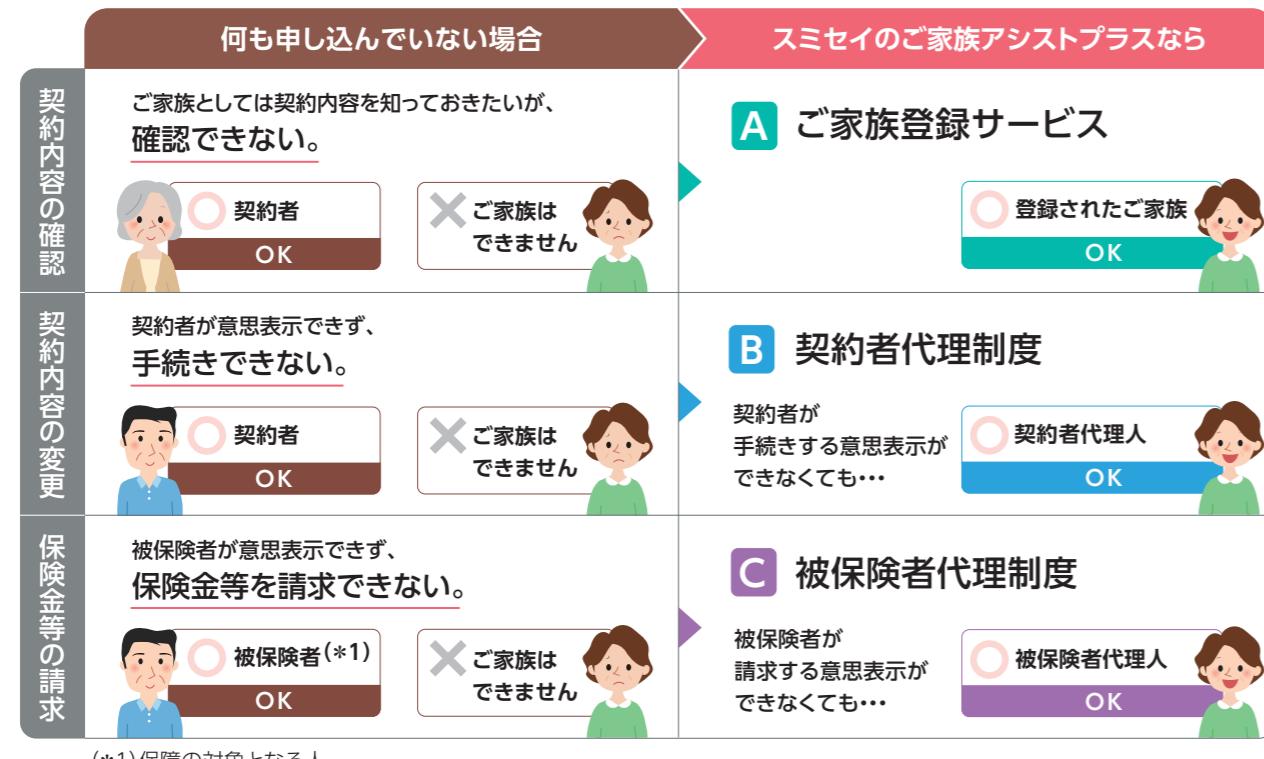
記載の内容は2024年4月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。なお、税務取扱いに関して不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

# ご契約後の安心サービス

## スミセイのご家族アシストプラス

無料 「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度があります

### たとえばこんなときに役立ちます



### A ご家族登録サービス

#### POINT

- あらかじめ登録されたご家族も契約内容等について、問い合わせできます。
- 契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じて契約者の連絡先を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。

契約者が70歳以上、かつ契約者と登録されたご家族の住所が異なる場合、契約成立後に登録されたご家族あてに「ご家族登録サービス等に関するお知らせ(通知)」を送付します。  
・住友生命から通知物が届くことをご家族にお伝えください。  
※「ご家族登録サービス規約」は住友生命ホームページにてご案内しております。



### ご家族に確認のうえ同意いただきたい事項

登録するご家族には①②、  
被保険者には③について  
同意をください。

- 各サービス・制度に登録し、手続き完了後に利用できること
- ご家族の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等)を住友生命に開示すること
- 被保険者の情報(氏名、生年月日)を登録したご家族に開示すること  
(傷病名等のセンシティブ情報は除きます)

### B 契約者代理制度

#### POINT

- 契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が住友生命所定のお手続きを行うことができます。
- 解約返戻金等を契約者代理人の口座で受け取ることも可能です<sup>(※2)</sup>。



(※2) 契約者代理人が受け取った金銭等は契約者の財産であって契約者代理人の財産ではありません。そのため、契約者代理人が受け取った金銭等は契約者のためにご使用いただきます。

※契約者が他に加入の住友生命商品も含めて、被保険者として認知症等を理由に保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意が必要になります。

#### 契約者代理人ができる住友生命所定のお手続きについて

##### 対象となるお手続き例<sup>(※3)</sup>

- 住所変更
- 基本保険金額の減額
- 解約

等

##### 対象外となるお手続き

- 保険金等の受取人の変更
- 保険料払込中でないご契約における契約者の変更
- 契約者代理人の変更

(※3) 契約者と受取人が同一の場合、受取人が行なうことができる手続きも含みます(被保険者が受取人となる保険金等の請求手続きは除きます)。

### C 被保険者代理制度

#### POINT

- 被保険者が受取人となる重度介護前払保険金等について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された被保険者代理人が重度介護前払保険金等のご請求をすることができます。
- 重度介護前払保険金等を被保険者代理人の口座で受け取ることも可能です<sup>(※4)</sup>。



(※4) 被保険者代理人が受け取った重度介護前払保険金等は被保険者の財産であって被保険者代理人の財産ではありません。そのため、被保険者代理人が受け取った重度介護前払保険金等は被保険者のためにご使用いただきます。

※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。

B 契約者代理制度、C 被保険者代理制度のご利用にはA ご家族登録サービスのお申込みが必要となります。

参照 P11・12「契約概要 5」をご確認ください。

記載の内容は、2024年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

# 契約概要

■この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

「注意喚起情報」および「ご契約のしおりー定款・約款」とあわせて、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

■「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。

**詳細** お支払理由等の詳細および主な保険用語の説明等については  
「ご契約のしおりー定款・約款」に記載していますのでご確認ください。

## → 1 引受保険会社について

■引受保険会社 **住友生命保険相互会社**

■住所 本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35

■電話 ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口 ☎ 0120-506081

**参照** P25「注意喚起情報 15」をご確認ください。

■ホームページ [住友生命](https://www.sumitomolife.co.jp)  <https://www.sumitomolife.co.jp>

## → 2 商品の特徴について

■「プラスつみたて終身保険(米ドル建)」は、「低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険」の愛称です。

■この保険は、選択通貨(円または米ドル)建の終身保険です。円は日本国の通貨、米ドルはアメリカ合衆国の通貨です。

■ご契約時に通貨を選択いただきます。選択いただいた通貨は、ご契約後変更できません。

■ご契約時に米ドルを選択いただくと「プラスつみたて終身保険(米ドル建)」の愛称が付与されます。なお、ご契約時に円を選択いただくと「プラスつみたて終身保険(円建)」の愛称が付与されます。

※本帳票では、「プラスつみたて終身保険(米ドル建)」について記載しております。

■第1保険期間(ご契約当初5年間)の死亡保険金額を既払込保険料相当額に抑えて、第2保険期間(第1保険期間満了日の翌日以後終身)の死亡保険金額を重視しています。

■重度介護前払特約を付加することで、第2保険期間中、請求日時点で被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当していると認定されている場合、ご請求により将来の死亡保険金の全部または一部に変えて、重度介護前払保険金を被保険者にお支払いします。

■死亡保険金、解約返戻金等のお支払いは米ドルとなります。保険料を円貨でお払いいただく場合は、保険料円貨払込特約(円貨払込額変動型)を付加します。なお、円貨払込額は保険料を住友生命所定の為替レートで円換算した金額となるため、毎回変動します。また、ご請求により死亡保険金、解約返戻金等を円貨でお支払いします。

■ご契約に適用される予定利率(\*1)は保険期間中変わりません。

■お申込み時にご案内する予定利率は金利情勢により毎月2日に見直すことがあります。**そのため、保険料払込方法が月払いの場合はお申込み月の月末、月払い以外の場合はお申込み月の2日から翌月1日までに第1回保険料のお払込みをいただけない場合、ご契約に適用される予定利率は、お申込み時にご案内した予定利率と変わることがあります。この場合、基本保険金額・解約返戻金額等も変わります。**また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

(\*1) 予定利率とは、保険料や死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率をいいます。

なお、保険料や死亡保険金額等は予定利率の他に予定死亡率・予定事業費率等を用いて計算しており、単に予定利率を付利して積み立てられるものではありません。

・この保険は、**保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。**ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。

・保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。



・**為替レートの変動により、死亡保険金・解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額が、お払い込みいただいた円貨払込額の合計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

・**為替レートの変動により、死亡保険金・解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額が、ご契約時の為替レートで円換算した死亡保険金・解約返戻金等の金額を下回ることがあります。**

**参照** しくみ図(イメージ)については、P1~3をご確認ください。

## → 3 保障内容について

お支払いする保険金	お支払理由	お支払額	受取人
死亡 保険金	第1保険期間 被保険者が死亡されたとき	既払込保険料 相当額	死亡保険金 受取人(*2)
	第2保険期間 被保険者が死亡されたとき	基本保険金額(*1)と 同額	

(\*1) この保険の保険金をお支払いする際に基準となる保険金額をいいます。

(\*2) 死亡保険金受取人は被保険者からみた続柄が「配偶者」または「3親等内の親族」の範囲内でご指定いただきます。

■本商品は被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。

■死亡保険金などをお支払いできない場合の例は、以下のとおりです。

- 死亡保険金受取人の故意による場合
- 責任開始日から起算して3年以内の自殺による場合

【詳細】死亡保険金等をお支払いできない場合について詳細は、P22「注意喚起情報 9」および「ご契約のしおりー定款・約款」の『死亡保険金などをお支払いできない場合』をご確認ください。

【詳細】死亡保険金額等について詳細は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

## → 4 ご契約の諸基準について

契約年齢(*1)	15歳～80歳(被保険者の満年齢)
第1保険期間	5年間
取扱単位	保険金建:100米ドル単位 保険料建:10米ドル単位
最低保険金額	30,000米ドル
最高保険金額(*2)	3000万円 ※プラスつみたて終身保険(円建・米ドル建共通)を複数契約した場合、すべてのご契約を通算して3000万円とします。
保険料払込期間	5年間
保険料払込方法(*3)	月払い・年2回払い・年1回払い・全期前納(*4) (*5)
保険料払込経路(*6)	□座振替扱い
保険期間	終身

(\*1) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。

(\*2) 申込日の属する年度における住友生命所定の為替レートにより、基本保険金額を円換算した金額にて判定します。同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合は、記載の金額までご加入いただけないことがあります。

(\*3) 保険料の払込方法(回数)が年2回払い、年1回払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合などには、未経過期間に対応する保険料相当額を払い戻します。

(\*4) 全期前納とは保険料払込期間満了時までの年1回払保険料を全期間分お払い込みいただく方法です。まとめてお払い込みいただきますので、保険料(前納保険料)は住友生命所定の割引率(前納割引率)で割り引かれます。前納保険料は住友生命所定の積立利率(前納積立利率)を付して住友生命が積み立て、毎年の契約応当日が到来するごとに、その年の年1回払保険料に充当します(前納割引率および前納積立利率は、金利水準等の状況変化などにより変わることがあります)。

**なお、ご契約後に前納残高(一部または全額)の取崩しはできません。**当初の割引率と積立利率との間に差が生じ、返還金がある場合には、保険料払込期間満了時に一時金でこの差に相当する金額を返還します。**ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合、前納残高があれば、死亡保険金または解約返戻金とあわせて払い戻します。また、1年未満の未経過期間に対応する保険料相当額がある場合もあわせて払い戻します。**

(\*5) 金利情勢等によっては、全期前納をお取り扱いできない場合があります。

(\*6) 第1回保険料は振込みでお払い込みいただきます。

■次の事項についてはお申込みの際の申込書をご確認ください。

**選択通貨／主契約の保険金額／付加している特約／保険料(金額、払込方法)／被保険者の性別・生年月日**

## → 5 特約等のお取扱いについて

住友生命所定の範囲内でのお取扱いになります。

<b>保険料 円貨払込特約 (円貨払込額) 変動型</b>  ※本特約は付加必須です。 (全期前納の場合を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料を円貨でお払い込みいただきます。円貨でお払い込みいただく金額(円貨払込額)は住友生命所定の為替レートにより毎回変動します。</li> <li>円貨以外でのお払込みはできません。</li> <li>住友生命に円貨払込額が払い込まれた場合に、保険料の払込みがあったものとします。</li> <li>猶予期間内に保険料のお払込みがなく、ご契約が消滅した場合、解約返戻金を消滅日の住友生命所定の為替レートにより円換算してお支払いします。</li> </ul>
<b>重度介護 前払特約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2保険期間中、請求日時点で被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当していると認定されている場合、ご請求により将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、重度介護前払保険金を被保険者にお支払いします。</li> <li>重度介護前払保険金は請求額(特約基準保険金額)から請求日における所定の期間に応じた利息を差し引いた金額または請求日における請求額(特約基準保険金額)に対応する解約返戻金相当額のいずれか大きい金額をお支払いします。</li> <li>重度介護前払保険金をお支払い後、すぐに被保険者が死亡された場合も、すでに差し引いた所定の期間に応じた利息はご返金できません。</li> <li>被保険者ひとりにつき、ご請求額は住友生命の他のご契約と通算して住友生命の定める金額を限度とします(*1)。</li> <li>重度介護前払保険金を死亡保険金の一部にかえてお支払いした場合には、残りの基本保険金額の範囲内で、重度介護前払保険金を再度請求できます。</li> </ul> <p>※記載の内容は、2024年4月現在の公的介護保険制度によるものです。今後制度が改正された場合には、記載の内容が変わることがあります。</p>

(\*1) 請求額は請求日(\*2)の住友生命所定の為替レートにより円換算して判定します。なお、限度額は将来変更することができます(2024年4月現在は1億円です)。

(\*2) 住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は、完備された書類が住友生命に到着した日)をいいます。また、住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

**詳細** 住友生命所定の為替レートの詳細は「ご契約のしおりー定款・約款」の『当社所定の為替レート』をご確認ください。

スミセイのご家族アシストプラス					
<b>ご家族登録 サービス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。ただし、被保険者のセンシティブ情報(*3)は照会できません。</li> <li>登録したご家族による代理のお手続きはできません。契約者や被保険者がお手続きできない場合にご家族が代理のお手続きを行うには、保険契約者代理特約・被保険者代理特約のお申込みが必要です。</li> <li>ご家族を登録(変更)する際は、被保険者および登録するご家族の同意が必要になります。</li> </ul> <p><b>詳細</b> 「ご契約のしおりー定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。</p>				
<b>保険契約者 代理特約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続きを行うことができます。</li> <li>契約者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし契約者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。           <ul style="list-style-type: none"> <li>住所変更、基本保険金額の減額、解約等の契約者が行うご契約に関するお手続き(*4)</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、次のお手続きは代理手続きの対象外です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">・保険金等の受取人の変更</td> <td style="padding: 2px;">・保険料払込中でないご契約における契約者の変更</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・契約者代理人の変更</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です。</li> <li>※保険金等の請求手続きには同意は不要です。</li> <li>契約者代理人が不要となった場合は保険契約者代理特約を解約できます。また、契約者が死亡されたときなどには保険契約者代理特約は消滅します。</li> </ul> <p><b>詳細</b> 「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。</p>	・保険金等の受取人の変更	・保険料払込中でないご契約における契約者の変更	・契約者代理人の変更	
・保険金等の受取人の変更	・保険料払込中でないご契約における契約者の変更				
・契約者代理人の変更					
<b>被保険者 代理特約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者が受取人となる下記の保険金などについて、被保険者が傷害または疾病により請求する意思表示ができないなどの場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した被保険者代理人が、保険金などを請求することができます。</li> <li>被保険者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし、被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において、所定の要件を満たしていることが必要です。           <ul style="list-style-type: none"> <li>重度介護前払保険金(*5)</li> <li>配当金(契約者と被保険者が同一人であり、かつ、保険契約者代理特約が付加されていない場合のみ)</li> </ul> </li> </ul> <p><b>詳細</b> 「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。</p>				
<b>円貨支払制度</b>  ※本制度は主契約に組み込まれています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者または保険金の受取人からのお申し出により、死亡保険金、解約返戻金、重度介護前払保険金(*5)等を換算基準日(*6)の住友生命所定の為替レートにより円換算してお支払いします。</li> </ul>				

(\*3) 被保険者の傷病名・手術名等の情報をいいます。

(\*4) 契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含みます。

(\*5) 重度介護前払特約を付加された場合。

(\*6) 住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は、完備された書類が住友生命に到着した日)をいいます。また、住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

## → 6 配当金について

- 配当金は、5年ごとに通算して資産の運用成果による剩余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。なお、死亡保険金や解約返戻金等をお支払いする場合には、ご契約から5年を経過する前でも、配当金をお支払いすることができます。
- 配当金は円貨でお支払いします。なお、死亡保険金、解約返戻金等を米ドルでお支払いする際に、同時に配当金をお支払いする場合は、米ドルでお支払いします。
- 配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります。**
- 配当金を住友生命所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。**この利率は、金利水準等の状況変化などにより変動します。**

## → 7 解約返戻金について

- 解約返戻金とは、ご契約を解約された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいいます。この保険は、ご契約時に将来の解約返戻金額が米ドル建で確定します。
- この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。**保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。
- 保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。
- 解約返戻金には解約控除が適用されるため、既払込保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

### 【解約控除について】

- 保険料払込期間中に解約または減額(一部解約)された場合にご負担いただく費用です。

**⚠️** 解約返戻金額は、保険料払込期間中は**既払込保険料相当額を下回ります。**

**参考** 解約控除についてはP15・16「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご確認ください。

**詳細** 解約返戻金額等について詳細は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

## → 8 為替リスクについて

- 米ドル建の保険料を一定額としますので、住友生命所定の為替レートの変動に応じて、円貨払込額は毎回変動します。
- 為替レートの変動により、死亡保険金・解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額が、**お払い込みいただいた円貨払込額の合計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。****
- 為替レートの変動により、死亡保険金・解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額が、**ご契約時の為替レートで円換算した死亡保険金・解約返戻金等の金額を下回ることがあります。****

### 【為替リスクの例】

#### 米ドル建の死亡保険金を円貨に換算する場合

【P1・2に記載のご契約例に基づく試算】**払込保険料総額:30,000米ドル(円換算額 300万円)**  
 <前提>保険料を米ドルに換算する円貨払込額の為替レートを100円としています。

#### 死亡保険金額(基本保険金額):34,375米ドルを円貨に換算する場合

住友生命所定の為替レート (1米ドル)あたり	①120円	②100円	③80円
死亡保険金額(基本保険金額) の円換算額	4,125,000円	3,437,500円	2,750,000円

#### 円高により円貨払込額の合計額を下回る例



\*為替レートに変動がない場合でも住友生命所定の為替レートには為替手数料が反映されているため、損失が生じるおそれがあります。

## → 9 保険料の計算基準日について

- 保険料の計算基準日とは、契約年齢などの計算の基準となる日(契約日)をいいます。
- ご契約のお引受けを住友生命が承諾した場合、第1回保険料のお払込みが完了した時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。年2回払い・年1回払いの契約は責任開始日が契約日となりますですが、月払いのご契約の場合は、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。

## → 10 お客さまにご負担いただく費用

- お客さまにご負担いただく費用は、「保険料払込期間中にかかる費用」「保険料払込期間経過後にかかる費用」「解約時や減額時にかかる費用」「通貨を換算する場合にかかる費用」「外貨のお取扱いにかかる費用」の合計となります。

**参考** P15・16「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご確認ください。

# 注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたいことを記載しています。「契約概要」および「ご契約のしおりー定款・約款」とあわせて、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 特に保険金をお支払いできない場合(P22 9)など、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。
- また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、必ずご確認ください。(P19 5)

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

## ■保険契約関係費

### ●保険料払込期間中にかかる費用<sup>(\*)1</sup>

- 死亡保障や契約の締結・維持に必要な費用を保険料や保険料積立金から毎月差し引きます(別途お払い込みいただくものではありません)。

### ●保険料払込期間経過後にかかる費用<sup>(\*)1</sup>

- 死亡保障や契約の維持に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引きます(別途お払い込みいただくものではありません)。

#### 重度介護前払保険金を請求する場合

所定の期間に応じた利息を特約基準保険金額(ご請求額)から差し引く場合があります。

(\*1) これらの費用は、被保険者の年齢、性別等によって異なりますので表示しておりません。

### ●解約時や減額時にかかる費用(解約控除)

- 保険料払込期間中に解約返戻金を受け取る場合、解約控除が適用されます。解約返戻金額は、1か月分の保険料に一定割合<sup>(\*)2</sup>を乗じた金額を差し引いた金額となります。

(\*2) 契約に適用される予定利率、経過期間等によって異なりますので表示しておりません。

次ページにつづく →

## ■通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のTTMとの差額)が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

取扱い	住友生命所定の為替レート <sup>(*)3</sup>
死亡保険金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合	
未経過期間に対応する保険料、 全期前納された保険料の残額等を円貨で受け取る場合	TTM <sup>(*)4</sup> - 50銭
保険料(米ドル)を円貨払込額に換算する場合	
配当金を米ドルで受け取る場合	TTM <sup>(*)4</sup> + 50銭

(\*3) 住友生命所定の為替レートは2024年4月現在のものです。

今後変更することがあります。

(\*4) TTM(対顧客電信売買相場仲値)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。

本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。

・TTS(対顧客電信売相場)：

お客さまが円貨を外貨に交換(外貨を購入)するときに適用される一般的な為替レート

・TTB(対顧客電信買相場)：

お客さまが外貨を円貨に交換(外貨を売却)するときに適用される一般的な為替レート

なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規契約の取扱いができないことがあります。

## ■外貨のお取扱いにかかる費用

保険料を米ドルで払い込む際や、死亡保険金・解約返戻金等を米ドルで受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

### 為替レートの変動により、損失が生じるおそれがあります。

- 保険料を円貨でお払い込みいただく場合、円貨払込額は保険料を住友生命所定の為替レートで円換算した金額となるため、毎回変動します。
- 死亡保険金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合、為替レートの変動により、請求時の為替レートで円換算した金額が、実際にお払いいただいた円貨払込額の合計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 死亡保険金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合、為替レートの変動により、請求時の為替レートで円換算した金額が、ご契約時の為替レートで円換算した死亡保険金、解約返戻金等の金額を下回ることがあります。

また、次の点もご確認ください。

- 為替レートの変動がなかった場合でも為替手数料分のご負担が生じます。

保険料を借入金で調達した場合は、為替レートの変動によって解約返戻金等の円換算額が借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。したがって、借入を前提とした申込みはお断りさせていただきます。

**1 申込み時(クーリング・オフ制度)**

申込日または「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」の交付日<sup>(\*)1</sup>のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録<sup>(\*)2</sup>によりクーリング・オフができます。

・「クーリング・オフ」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。



(\*1) 電磁的交付の場合は、WEB版「契約概要・注意喚起情報等」のご案内を添付したメールの受信日となります。

(\*2) 電磁的記録による申し出の主たる窓口として住友生命ホームページに専用フォームを設置しています。

●クーリング・オフは、書面または電磁的記録により申し出ることができます。この場合、すでに払い込まれた金額を払い戻します。なお、**親権者(または後見人)の同意が必要な契約の場合、電磁的記録によりお申し出いただいた際には、別途親権者(または後見人)の署名を書面でご提出いただく必要があります。一度の手続きを希望される場合は、書面で申し出をしてください。**書面には親権者(または後見人)の氏名(署名)もあわせて記入してください。

#### 申し出方法

##### <書面の場合>

書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間(8日以内)に住友生命本社あてに送付してください。

住友生命本社の あて先	〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 代理店契約室
書面に記入していただく 必要事項	申込者または契約者等の氏名(署名)、生年月日、住所、電話番号、保険商品名、募集代理店名、保険契約をクーリング・オフする旨 <保険料を払込み済みの場合> (契約者本人名義の返金先口座を記入してください。) 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義

##### <電磁的記録の場合>

クーリング・オフ可能期間(8日以内)に申し出をしてください。なお、住友生命ホームページの専用フォームからの申し出の場合は、住友生命から受付完了メールを送付しますので、申し出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。

[専用フォーム]<https://sumitomolife.dga.jp/form/coolingoff.html>

●クーリング・オフがあった場合、住友生命に払い込む通貨で、払込金額と同額を払い戻します。そのため、お手持ちの円資金を金融機関等で米ドルに交換し申し込む場合(下表「b.付加しない」)で、**払い戻された米ドルを円貨に交換する場合は、為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります**。また、円資金を米ドルに交換する際および払い戻された米ドルを円貨に交換する際に**金融機関等所定の為替手数料をご負担いただきます**。そのため、**為替レートの変動がなかつた場合でも為替手数料分の損失が生じます**。

お手持ちの通貨	保険料円貨払込特約 (円貨払込額変動型)	保険料として払い込む (住友生命が受け取る)通貨	クーリング・オフに 伴って払い戻す通貨
円貨	a.付加する	円貨 <sup>(*)3</sup>	円貨 <sup>(*)4</sup>
	b.付加しない	米ドル <sup>(*)5</sup>	米ドル <sup>(*)6</sup>
米ドル	c.付加しない	米ドル	米ドル

(\*3) 保険料を円貨で払い込む場合に適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客様のご負担となります。

(\*4) 円貨での払込金額と同額を払い戻します。

(\*5) お手持ちの円資金を金融機関等で米ドルに交換する場合、為替手数料分のご負担が生じます。また、お客様の口座から住友生命の口座へ送金を行うための手数料が生じることがあります。

(\*6) 米ドルでの払込金額と同額を払い戻します。ただし、米ドルでの払い戻しとなるため、**お手持ちの円資金を金融機関等で米ドルに交換し申し込む場合で、払い戻された米ドルを円貨に交換するときは、以下により、当初の円貨額を下回る(元本割れする)ことがあります**。

①円貨から米ドルへの交換にかかる金融機関等所定の手数料

②米ドルから円貨への交換にかかる金融機関等所定の手数料

③米ドルの送金および着金にかかる金融機関等所定の手数料

④為替差損(益)

**詳細** クーリング・オフ制度について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『クーリング・オフ制度』をご確認ください。

**→ 2 申込み時(告知)**

**告知は不要です。**

●本商品の契約にあたっては、健康状態などの告知は不要です。

・告知とは、被保険者の健康状態や過去の傷病歴など、住友生命がおたずねすることをありのままに正しくお知らせいただくことです。

●被保険者が病院等の医療機関に入院中または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けている場合には、**申込みをお断りさせていただきます**。

※被保険者が医療機関以外の施設へ入居して医療行為を受けている場合等も同様に取り扱います。

**→ 3 申込み時・請求時(確認訪問)**

**申込内容などの確認のために訪問することがあります。**

●住友生命の確認担当職員または住友生命が委託した確認担当者が、申込内容、保険金の請求内容等の確認のために訪問することがあります。

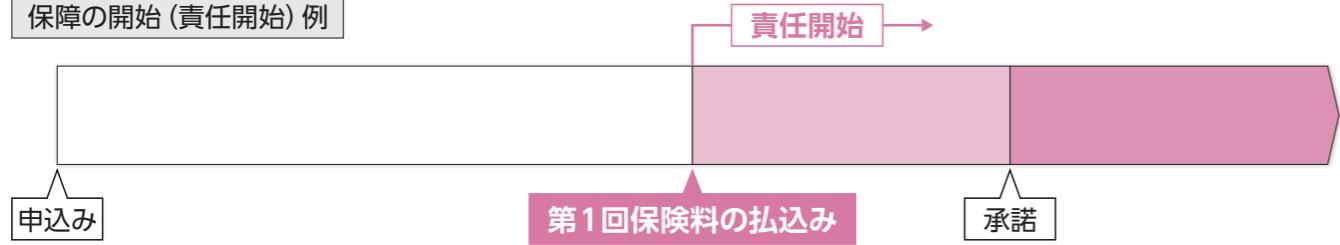
●契約の際に、運転免許証等で、ご本人であることを確認します。



## 4 申込み時(保障の開始)

住友生命が契約の申込みを承諾した場合には、  
第1回保険料の払込みが完了した時から  
契約上の保障を開始(責任開始)します。

保障の開始(責任開始)例



募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命的保険契約の締結を媒介する者で、申込みを承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、住友生命がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に成立します。



## 5 申込み時(現在の契約を解約・減額して申し込む場合)

現在の契約を解約・減額して、  
本商品(新たな契約)の申込みを検討している場合は、  
契約者にとって不利益となる可能性がある点についてご確認ください。

- 現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約・減額時の解約返戻金額は、既払込保険料相当額を下回ります。また、解約返戻金がまったくない場合もあります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 現在の契約と本商品(新たな契約)の予定利率等は異なることがあります。  
なお、**予定利率の低下等により、保険料が高くなることがあります。**
- 本商品(新たな契約)の保障を開始(責任開始)する前に現在の契約を解約された場合、保障のない期間が発生することがあります。
- 解約・減額された契約を元に戻すことはできません。
- 現在の契約を解約・減額することなく、特約の中途付加・追加契約等の方法により保障内容の見直しができることもあります。お客さまご自身でも解約する商品(現在の契約)と本商品(新たな契約)の相違点や類似点を十分ご確認のうえお申し込みください。



## 6 契約後(保険料の払込みがない場合)

猶予期間内に保険料の払込みがない場合、契約は消滅します。

- 保険料は保険料払込期月中にお払い込みください。保険料払込期月中に払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間があります。
- 猶予期間内に払込みがないと、契約は猶予期間満了の日の翌日に消滅し、**保険金のお支払いができなくなります。**
- 保険料の払込みがなく契約が消滅した場合、消滅日(\*)における為替レートにより解約返戻金を円換算してお支払いします。  
(\*)住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、消滅日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。
- 保険料の立替え(保険料の払込みがないときに、住友生命が自動的に保険料を立て替えて契約を有効に続ける方法)の取扱いはありません。
- 消滅後、復活の取扱いはありません。

詳細

猶予期間内に保険料の払込みがないことにより消滅する場合について  
詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険料のお払込みがなくご契約が消滅する場合』をご確認ください。



## 7 契約後(解約と解約返戻金)

契約を途中で解約した場合の解約返戻金額は、  
既払込保険料相当額を下回ることがあり、  
損失が生じるおそれがあります。

- 払込保険料は預金とは異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、契約を保険料払込期間中に解約すると、**解約返戻金額は、既払込保険料相当額を下回ります。**また、同様に、基本保険金額を保険料払込期間中に減額する場合も、**解約返戻金額は、減額部分に対する既払込保険料相当額を下回ります。**
- 保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、低く設定しない場合(\*)の70%としています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。**ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。  
(\*)保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しない取扱いはいたしません。
- 解約返戻金は、保険の種類・契約時の年齢・性別・経過年数などによって異なりますが、**特に契約して短期間で解約(または基本保険金額を減額)すると、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**
- 保険料払込期間中に解約返戻金を受け取る場合、**解約控除が適用されます**。解約返戻金額は、1か月分の保険料に一定割合(\*)を乗じた金額を差し引いた金額となります。  
(\*)契約に適用される予定利率、経過期間等によって異なりますので表示しておりません。

参照

解約返戻金についてはP13「契約概要 7」をご確認ください。

詳細

解約返戻金額について詳細は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

8

## 契約後(スミセイのご家族アシストプラスについて)

スミセイのご家族アシストプラスには、  
ご家族登録サービス、契約者代理制度、被保険者代理制度があります。  
各制度に申し込む場合には、制度の内容について十分にご確認ください。

- ご家族登録サービスには、契約者が問い合わせできなくなった場合等にあらかじめ登録したご家族が、契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。

・ご家族登録サービスでは、登録したご家族による代理の手続きはできません。契約者や被保険者が手続きできない場合にご家族が代理の手続きを行うには、契約者代理制度、被保険者代理制度の申込みが必要です。この場合、保険契約者代理特約、被保険者代理特約を付加いただきます。

**詳細** ご家族登録サービスについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。

- 契約者代理制度とは、契約者が契約に関する手続きをする意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した契約者代理人が住友生命所定の手続きを行うことができる制度です。

・住友生命所定の手続きとは、住所変更、基本保険金額の減額、解約等の契約者が行う手続きをいいます。ただし、保険金等の受取人の変更など、一部対象外となるものもあります。  
・契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です(\*)。

(\*)保険金等の請求手続きには同意は不要です。

・契約者や契約者代理人が死亡されたときなどの場合には、保険契約者代理特約は消滅します。  
・将来、契約者の意向に沿った手続きを契約者代理人が円滑にできるように、契約者から契約者代理人に、事前に契約内容や契約者がご自身で手続きができない場合に契約者代理人が代理することができる手続きの内容などをご説明ください。

**詳細** 契約者代理人による代理手続きの対象となる場合や手続きの詳細、保険契約者代理特約が消滅する場合について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『(1)保険契約者代理特約』をご確認ください。

- 被保険者代理制度とは、被保険者が受取人となる保険金などを請求する意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した被保険者代理人が保険金などの請求を行うことができる制度です。

・保険金などの円滑な請求のためにも、契約者から被保険者代理人に、事前に契約内容などをご説明ください。

- 契約者代理人・被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。

**詳細** 契約者代理人・被保険者代理人の所定の要件について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『契約者代理人・被保険者代理人について』をご確認ください。

9

## 請求時(お支払いできない例)

保険金の支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

## 保険金をお支払いできない場合の例

- 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの重大事由により契約が解除された場合
- 保険料の払込みがなく、契約が消滅した場合
- 詐欺により契約が取り消された場合や、保険金の不法取得目的があつて契約が無効になった場合(なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。)
- 保険金の免責事由に該当した場合  
(例:責任開始日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人などの故意によるときなど)

10

## 請求時(手続きとお願い)

お客様からの請求に応じて、保険金をお支払いします。  
支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や不明な点が生じたときなども、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。

- 請求手続きに際して、他に加入している住友生命の契約についても、お支払いの対象となることがありますので、不明な点があるときは、お客様自身で判断せず、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。  
(連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。)
- 手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合は必ずご連絡ください。

**詳細** ・支払理由、請求手続きなどについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『プラスつみたて終身保険(米ドル建)のリスクと特徴』『死亡保険金などの請求手続きの流れ』をご確認ください。  
・契約内容の変更について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『受取人・住所などの変更手続き』をご確認ください。

## → 11 諸制度(相互会社制度)

相互会社の社員には、  
社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがあります。

- 住友生命は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。
- 住友生命は、保険業法に基づき、株式会社の株主総会にあたる意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがある一方、保険料の払込義務があります。

## → 12 諸制度(経営破綻時などの取扱い)

生命保険会社が経営破綻した場合などには、  
保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**
- 住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**

## → 13 諸制度(税金の取扱い)

ご加入の生命保険の税金の取扱いについてご確認ください。

- この保険は、保険料を円貨で払い込む場合は、保険料円貨払込特約(円貨払込額変動型)を付加します。この場合、お払い込みいただいた円貨払込額については、円建の契約と同様に取り扱います。
- 払込保険料は、その年の一般生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
- 円貨払込額以外の税務上の取扱いについては、以下の基準により米ドルを円換算したうえで、円建の契約と同様に取り扱います。

	円換算日	換算時の為替レート(*1)
保険料	保険料領収日	円換算日(*2)の最終のTTM
解約返戻金	解約返戻金計算基準日(*3)	円換算日(*2)の最終のTTM
死亡保険金	所得税(一時所得)の対象となる場合	被保険者の死亡日
	相続税・贈与税の対象となる場合	被保険者の死亡日
		円換算日(*2)の最終のTTB

- (\*1) 住友生命が指標として指定する金融機関が公示する為替レートとします。
- (\*2) 住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その金融機関の直前の営業日となります。
- (\*3) 書類で契約の解約・減額を請求された場合は、住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は、完備された書類が住友生命に到着した日)とし、スミセイダイレクトサービスで解約を請求された場合は、請求された当日とします。

・解約返戻金、死亡保険金を円貨で受け取る場合は、円貨で受け取った金額となります。

- 解約または減額された場合は、解約返戻金から必要経費(お払い込みいただいた保険料の合計額)を差し引いた金額に対して課税されます(\*4)。

解約返戻金から必要経費(お払い込みいただいた保険料の合計額)を差し引いた金額に対する課税

所得税(一時所得)(\*5) + 住民税

- (\*4) 基本保険金額の減額を行った場合で、減額部分の解約返戻金額が必要経費(お払い込みいただいた保険料の合計額)を上回ったときも同様の取扱いとなります。

- (\*5)  $\{(解約返戻金額) + (配当金) - (お払い込みいただいた保険料の合計額)\} \times 1/2$  で計算した所得について課税されます。なお、特別控除50万円は各々の契約の解約返戻金額に対してではなく、年間の一時所得合計額に対しての控除です。

- (\*6) 減額があった場合は、お払い込みいただいた保険料の合計額から、すでに受け取った解約返戻金に対する必要経費合計額が差し引かれます。

- 契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、税務上の取扱いは以下のとおりとなります。

	契約形態	税務上の取扱い
死亡保険金	契約者と被保険者が同一人の場合	相続税
	契約者と受取人が同一人の場合	所得税(一時所得)・住民税
	契約者・被保険者・受取人が それぞれ別人の場合	贈与税

・重度介護前払保険金は被保険者が受け取る場合、全額非課税となります。

**詳細** 「ご契約のしおりー定款・約款」の『生命保険と税金』をご確認ください。また、上記の税務に関する説明は2024年4月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、税務取扱いに関して不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。



14

## 預金との違いについて

**本商品は預金ではありません。**

**本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。  
したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません（預金保険法第53条に規定する保険金支  
払の対象となりません）。**



15

生命保険に関するお問合せ先

生命保険契約に関するさまざまな相談・照会・苦情については、  
住友生命のお問合せ窓口および  
一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口  0120-506081

〈受付時間〉月～金曜日：午前9時～午後6時／土曜日：午前9時～午後5時  
(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

- ・証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
  - ・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

- 契約内容に関するご照会
- 苦情・相談受付
- 各種手続き方法に関するご案内(\*)
- 等

(\*)住所、電話番号および契約内容の変更・保険金等の支払手続きに関するご照会等

- この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
  - 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。

Web ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

※生命保険相談所または各地の連絡所の連絡先がご不明の場合は、住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。

生命保険の契約にあたってのポイント等を記載した「生命保険の契約にあたっての手引」(公益財団法人生命保険文化センター作成)を参考としてご一読ください。ホームページ(<https://www.jili.or.jp/>)でご覧いただけます、または住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。

# MEMO

# 2026年 生命保険料控除拡充のお知らせ

2025年11月版

募集補助資料

子育て支援に関する政策税制として、2026年(令和8年)分の所得税において、子育て世帯に対する生命保険料控除が拡充されます。

## 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

2026年分(2026年1月~12月)の所得税において、契約日が2012年1月1日以降の保険契約の保険料にかかる一般生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の控除限度額(4万円)に対して、2万円上乗せされます。

【控除限度額(契約日が2012年1月1日以降の保険契約の場合)】

全体の所得控除限度額		一般生命保険料控除所得控除限度額		介護医療保険料控除所得控除限度額		個人年金保険料控除所得控除限度額	
所得税	120,000円	所得税	40,000円	所得税	40,000円	所得税	40,000円
住民税	70,000円	住民税	28,000円	住民税	28,000円	住民税	28,000円

一般生命保険料控除については、23歳未満の扶養親族がいる場合、  
控除限度額は6万円になります。

全体の所得控除限度額		一般生命保険料控除所得控除限度額		介護医療保険料控除所得控除限度額		個人年金保険料控除所得控除限度額	
所得税	120,000円	所得税	60,000円	所得税	40,000円	所得税	40,000円
住民税	70,000円	住民税	28,000円	住民税	28,000円	住民税	28,000円

※一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除を合計した所得税の所得控除限度額は現行の年間12万円から変更ありません。

※契約日が2011年12月31日以前の保険契約の保険料を合わせて支払った場合にも、一般生命保険料控除の所得税の所得控除限度額は6万円(現行:4万円)となります。

※住民税は所得控除限度額の増額はありません。

※本措置にかかる一般生命保険料控除の計算式は以下のとおりです。

【ご参考】

年間払込保険料	所得控除額
30,000円以下	払込保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	払込保険料 × 1/2 + 15,000円
60,000円超 120,000円以下	払込保険料 × 1/4 + 30,000円
120,000円超	一律60,000円

保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり－定款・約款」等を必ずご確認ください。

記載の内容は2025年8月現在の税制に関する情報(令和7年度税制改正に基づく)です。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。最新の税制に関する情報は財務省ホームページ等をご確認ください。なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

[募集代理店]



株式会社三井住友銀行

[引受保険会社]



本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35

電話 (06)6937-1435 (大代表)

〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索